

平成19年1月4日から、10万円を超える送金等を行うときは、本人確認が必要になります

- ◆ 10万円を超える現金による払込みは窓口で受け付けいたします
- ◆ 本人確認がお済みでない口座からの10万円を超える送金はできません

## ちょっと待って！その送金 振り込め詐欺ではありませんか？

### ATMでの引出し可能額(送金等を含む)は、 1日当たり合計「50万円まで」です！

※窓口へのお申出により上限額の変更ができます。

1 ゆうちょ以外のカードでも、ATMでの入出金をご利用いただけます  
(出金のみの金融機関がございます)

2 ATM又は窓口から送金できる金融機関

銀行	青森、大垣共立、京葉、シティバンク、荘内、新生、住友信託、スルガ、鳥取、東日本、みちのく、みなと		
信用金庫	京都	信用組合	長野県、長崎県民
			全国の労働金庫

■取扱時間：平日 午前9時～午後3時(土、日、祝日、12月31日～1月3日を除きます)

3 郵便貯金キャッシュサービスをご利用される際の注意事項と重要なお知らせ

- (1) 通帳及びキャッシュカードは他人に使用されないよう保管してください。また、郵便貯金キャッシュサービスの暗証番号は他人に知られないようご注意ください。(郵便局の職員が電話等で暗証番号をお尋ねすることはありません)
- (2) 通帳又はキャッシュカードを紛失した、盗難に遭った又は偽造された(そのおそれがある)場合には、直ちに近隣の郵便局の窓口もしくは郵便貯金カード紛失センターに、次に警察にご連絡ください。
- (3) お客さまが、通帳及びキャッシュカードが他人に使用されないよう適切に管理を行っていたにもかかわらず、通帳又はキャッシュカードが偽造され、又は盗難に遭い、決められたことにお守りいただいているときは、その貯金が他人に払い戻された場合、損害を補てんします。ただし、窓口での払戻し及びインターネットホームサービスによる送金はこの限りではありません。
- (4) 通帳又はキャッシュカード、暗証番号の管理について、お客さまに過失がある場合、損害の補てんに応じられないこと又は補てん額を減額することがありますので、ご注意ください。

※詳細は、ホームページ又はフリーダイヤル等でご確認ください

■ゆうちょホームページ <http://www.yu-cho.japanpost.jp/>

■郵便貯金相談室 0120-108420(フリーダイヤル)  
平日 8:30～18:00(土、日、祝日、12月31日～1月3日を除きます)

### 郵便貯金 における 個人情報の 利用目的

- 郵便貯金の新規預入、郵便為替の振出し、郵便振替の口座開設等、当事業が扱っている商品やサービスの申込受付のため
- 本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、当事業が扱っている商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 貯金や送金の取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、当事業が扱っている商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による当事業が扱う商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、当事業が扱っている商品やサービスに関する各種ご提案やお知らせのため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

### 簡易保険 における 個人情報の 利用目的

- 簡易保険の契約申込み等、当事業が扱っている商品やサービスの申込受付のため
- 保険契約の継続・維持管理、保険金・年金等のお支払いのため
- 本人確認法に基づくご本人さまの確認などの簡易保険に関連・付随する業務のため
- 簡易保険の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実のため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による当事業が扱う商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、当事業が扱っている商品やサービスに関する各種ご提案やお知らせのため
- その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため